

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部
	課名	都市計画課
	係名	計画係
記入者	電話(内線)	259

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	都市計画道路再検討事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体	市		
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質 会計区分 財源区分 予算科目 予算書上の 事業名称	一般事業費(ソフト事業) 一般会計 国庫補助 款 8 項 3 目 3 まちづくり活動推進事業費 (予算書 143 ページに掲載)	
② 施策コード	21102 (総合計画掲載ページ 67 ページ)				
基本目標(政策)	2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)				
基本施策	1 計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)				
施策	計画的な市街地の形成				
施策内容	都市計画道路の再検討				
(5) 事業期間	開始 平成 23 年 4 月から 終了 29 年 3 月まで (6 力年)	(8) 事務分類	自治事務	根拠法令	茨城県都市計画道路再検討指針

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)
未整備の都市計画道路	今般の社会情勢の変化を踏まえ、都市計画道路の継続・変更・廃止等の見直しを行い、結城市的まちづくりに沿った効果的な道路網を形成し、実施可能な都市計画道路の決定をする。
(2) 手段(事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
<ul style="list-style-type: none"> ・H23 都市計画道路再検討業務委託 ・H24 安全で安心な街づくりワークショップ(道路整備方策)業務委託 ・H25 安全で安心な街づくりワークショップ(道路整備方策)業務委託(H24繰) ・H26 結城市街づくり基本方針検討業務委託 ・H27 結城市街づくり基本方針実施支援業務委託 ・H28 都市計画道路変更・まちなか整備事業支援委託 ・H29～まちなか整備事業 用途地域見直し 	茨城県都市計画道路再検討指針(平成18年3月茨城県策定)に基づき事業を開始

(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応

議会一般質問

- ・平成22年第3回 「都市計画道路について(位置付け、考え方、見直し)」
- ・平成24年第2回 「都市計画道路の見直しについて(3・4・18進捗と課題、見直しの考え方)」

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善			検討・改善内容を反映			
実施計画										
● 予算内訳		実績額(千円)		当初予算額(千円)		計画額・見込額(千円)				
事業内容		26 年度		27 年度		28 年度	29 年度	30 年度		
事業費 (1) 事務事業費のコスト	街づくり基本方針検討業務委託	4,536								
	街づくり基本方針実施支援業務委託			6,156						
	都市計画道路・まちなか整備事業支援委託									
	合計	4,536		6,156						
	国庫支出金 (千円)	2,268		3,000						
	県支出金 (千円)									
財源	地方債 (千円)									
	その他特定財源 (千円)									
	一般財源 (千円)	2,268		3,156						
	合計 (千円)	4,536		6,156						
	補助・起債制度名	社会資本整備総合交付金事業		社会資本整備総合交付金事業						

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	ワークショップ、府内検討会、市民会議 パブリックコメント		目標値 実績(見込)値	回	9 7	3 9	3	3
			目標値 実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	再検討による都市計画決定（変更）			目標値 実績(見込)値	路線	6	6	
				達成率	%	%		
	まちなか整備事業			目標値 実績(見込)値	箇所		2 2	2
			達成率	0.0 %	0.0 %			

5. 事業評価

(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	都市計画道路として決定しながら、長期間未着手・未整備の路線が存在し、また、土地所有者等にたいしては建築制限を課しているため、必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	住民参加により協働で検討を進めるが、実施主体は市である。
	手段の妥当性	A	妥当である	都市計画運用指針及び茨城県都市計画道路再検討指針に基づき、事業を進めており妥当である。
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化し、コスト効率は悪い。
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	土地所有者等の土地利用や生活に密接に関連する。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化しているが、概ね目標水準に達している。
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	再検討協議も長期化し、事業進捗率は悪い。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

茨城県都市計画道路再検討指針に基づき進めるとともに、計画道路の継続・変更・廃止の方向性をワークショップや市民意見交換会等の意見を反映させ、市民と協働により検討し事業を進めていく必要がある。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

- ・市民と協働で、情報を適切に公表しながら事業を進めていく。
- ・まちづくり活動推進事業として景観まちづくり事業と統合し、まちづくりを効果的に推進できる体制を図る必要がある。

6. 事業の方向性判断

評価主体	27年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1)記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注)記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2)一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	今後も茨城県都市計画道路再検討指針に則り事業を進め、ワークショップ等により市民の意見を反映させ、市民と協働により十分検討したうえで判断していく必要がある。
(3)最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。